

栃木県立博物館エレベーター保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県(以下「甲」という。)が発注するエレベーター保守点検管理業務(以下「委託業務」という。)を受託する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 履行場所及び委託仕様

(1)履行場所 栃木県立博物館 栃木県宇都宮市睦町2-2

(2)委託仕様 POG 契約

定期的な保守(機器・装置の清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うこと)及び定期的な点検(機器・装置の損傷、変形、摩耗、腐食発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かの判断を行うこと)のみを行い、劣化した部品の取替えや修理等は含まない。

2 機種及び台数

(1)1号機

油圧間接式エレベーター 1台

日立製 HU-F 1981年製

用途	運転方式	定格積載量	定格速度	停止階	遠隔監視
荷物用	単式自動方式	3000kg	15m/分	3	無し
付加装置	地震時管制運転、停電時自家発電電源管制運転、停電時自動着床装置、火災時管制運転、				

(2)2号機

ロープ式エレベーター(マイコン制御) 1台

日立製作所製VAC-18-CO45 1982/2010年製

用途	運転方式	定格積載量	定格速度	停止階	遠隔監視
乗用	乗合全自動方式	1200kg 定員 18名	45m/分	2	有り
付加装置	初期微動感知地震時管制運転、停電時自家発電電源管制運転、停電時自動着床装置、火災時管制運転、 車いす兼用仕様、IC オートアナウンス、パーキング運転、ドアシグナル付きマルチビームドアセンサー				

(3)3号機

機械室なしエレベーター(可変電圧可変周波数制御) 1台

三菱電機製 KF-MTC 2019年製

用途	運転方式	定格積載量	定格速度	停止階	遠隔監視
荷物用	全自動方式(2BC)	2000kg	45m/分	3	無し
付加装置	地震時管制運転、停電時自家発電電源管制運転、停電時自動着床装置、火災時管制運転、				

3 履行期間

この業務の履行期間は、令和2(2020)年4月1日から令和5(2023)3月31日までとする。

4 計画策定等

乙は、契約締結後速やかに次に事項を定め、甲に提出し、承諾を受けるものとする。

(1) 業務責任者及び従事者名簿

本業務の実施に先立ち、定期点検及び保守業務について3年以上の実務経験を有する業務責任者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、昇降機等検査員資格を証する書類について書面をもって甲に通知すること。(業務責任者は従事者を兼任できる。)

(2) 緊急時出勤体制表

5 業務の方法

(1) 保守点検

建築基準法第8条に基づく保守点検を毎月1回実施する。

(2) 遠隔監視

2号機乗用エレベーターは、エレベーター監視診断装置による24時間監視を実施するものとする。

(3) 定期検査

建築基準法第12条第4項の定期検査を年1回実施する。

6 業務の内容

委託業務の内容及び周期は、最新の国土交通省大臣官房営繕部監修・建築保全業務共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)によるものとし、点検周期は周期 A を適用し「高稼働」は選択しない。

(1) 保守点検

乙は、定期的に技術員を派遣して、エレベーター機器全般の保守点検を行うものとし、異常や不具合が認められた場合は適切な処置をとるものとする。

(2) 遠隔監視

2号機乗用エレベーターは、エレベーターの運転状態を確認するための遠隔監視診断装置の設置により、電話回線を介し、下記の項目において、乙の緊急センターにおいて24時間監視を実施するものとし、不具合が認められた場合は適切な処置をとるものとする。

- ① 閉じ込め故障
- ② ドア閉じ後起動不能故障
- ③ 安全装置作動
- ④ ドアの開閉故障
- ⑤ 通信・電源の異常
- ⑥ 最寄階への緊急停止
- ⑦ かご内からの通報

(3) 故障時の対応

乙は、24時間出勤体制を整え、不時の装置及び機器の故障や事故に対し、最善の手段で対処するものとする。

また、故障や地震、火災等の災害により、エレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、甲からの連絡を受け、可能な限り速やかに適切な処置を講じるよう努める。

7 消耗品

作業に必要な次に掲げる消耗品については、乙の負担とする。

カーボンコンタクト、フィンガー、回転カーボンブラシ、ヒューズ類、リード線、ランプ類、補充用油脂類、ウエス

8 遠隔監視にかかる費用

遠隔監視装置は乙の所有物とし、乙の費用により設置する。

遠隔監視にかかる通信料金は、乙の負担とする。

9 報告および検査提出書類

(1) 乙は、毎回保守・点検終了後、速やかに作業報告書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

(2) 乙は、緊急保守点検による出動対応を行った日から7日以内に甲に報告し、甲の検査を受けなければならない。

(3) 乙は、法定定期検査終了後、速やかに検査報告書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

10 除外項目

次の内容については、点検から除外し、必要なときは別途契約により点検・工事を行う。

(1) メーカーの部品供給停止による当該部品の故障を原因とした設備の異常。

(2) 煙感知器、消火設備、中央監視装置における集合インターホン等の関連設備の点検

11 その他

(1) 管理責任

エレベーターの占有若しくは管理に基づく責任は甲に帰属する。

(2) 乙は、業務中の災害及び事故を防止するため、作業に当たっては、乙の負担と責任において適切な安全対策を施すこと。ただし、階段手すりの腐食・損傷、通路の確保など、甲の負担と責任において行うべきものについては、甲が行う。

(3) 作業の時間

緊急対応を除く定期保守点検は原則として施設の休館日または閉館時間に行うこととし、あらかじめ甲の責任者に通知すること。また、作業に必要な時間は装置及び機器の運転を休止するものとする。

(4) 本エレベーターに事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止につなげるという公益性の観点から、甲が特定行政庁に報告する上で、甲の求めに応じて報告書の作成に協力するなど、保守点検業者の立場から必要な協力を行うこと。

(5) 甲が、本エレベーターの維持管理及び建物の維持保全計画又は長期修繕計画においてエレベーターに関する事項を盛り込み、又はその事項の見直しを行う場合に助言を求めた際には、適切な技術的助言を行うこと。

(6) 本仕様書に記載がなく不明な点については、甲と乙とで協議のうえ定めるものとする。